

変更後

## 地域環境管理計画

### 第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方

#### 1 策定の主旨

地域環境管理計画は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）第6条の規定を受け、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本となる指針として策定するものであり、市民生活に係る環境全般を環境の範囲とし、川崎市環境基本条例及び同条例に基づく環境基本計画並びにその他の環境関連条例との整合を図るものである。

事業者、市民及び市は、条例及び本地域環境管理計画のもとに、環境影響評価、事後調査その他の手続きが適切に行われるようそれぞれの立場で、川崎市環境基本計画に定める地域別環境配慮指針に掲げる地域のめざすべき環境像の実現を図るものである。

#### 2 地域環境管理計画の構成及び役割

地域環境管理計画は、その目標として、条例第6条第2項第1号により、「市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像」を掲げ、この望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価、事後調査に係る具体的な環境要素としての「環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）を示し、それぞれの評価項目の目安として「地域別環境保全水準」（条例第6条に規定する「地区別環境保全水準」をいう。以下同じ。）を示す。さらに、上記の環境影響評価において環境影響評価項目以外に地域環境、地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として「環境配慮項目」を示す。

また、条例では市が実施する第1種行為のうち、環境に特に配慮が必要な事業については、計画段階から環境配慮を促すため環境配慮計画書の作成が必要とされており、この環境配慮計画書において配慮すべき環境要素を示す。

事業者は、本地域環境管理計画に従い、地域特性、事業特性等を考慮し、必要な環境影響評価項目等を選択して、環境影響評価等を実施し、地域別環境保全水準を満たすことが求められる。

なお、本地域環境管理計画を踏まえて、環境影響評価等を実施するための技術的な細目について、別途環境影響評価等技術指針を定めるものである。

変更前

## 地域環境管理計画

### 第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方

#### 1 策定の主旨

地域環境管理計画は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）第6条の規定を受け、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本となる指針として策定するものであり、市民生活に係る環境全般を環境の範囲とし、川崎市環境基本条例及び同条例に基づく環境基本計画並びにその他の環境関連条例との整合を図るものである。

事業者、市民及び市は、条例及び本地域環境管理計画のもとに、環境影響評価、事後調査その他の手続きが適切に行われるようそれぞれの立場で、川崎市環境基本計画に定める地域別環境配慮指針に掲げる地域の望ましい環境像（以下「望ましい地域環境像」という）の実現を目指すものである。

#### 2 地域環境管理計画の構成及び役割

地域環境管理計画は、その目標として、川崎市環境基本計画に定める地域別環境配慮指針に基づき、「市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像」を掲げ、この望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価、事後調査に係る具体的な環境要素としての「環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）を示し、それぞれの評価項目の目安として「地域別環境保全水準」（条例第6条に規定する「地区別環境保全水準」をいう。以下同じ。）を示す。さらに、上記の環境影響評価において環境影響評価項目以外に地域環境、地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として「環境配慮項目」を示す。

また、条例では市が実施する第1種行為のうち、環境に特に配慮が必要な事業については、計画段階から環境配慮を促すため環境配慮計画書の作成が必要とされており、この環境配慮計画書において配慮すべき環境要素を示す。

事業者は、本地域環境管理計画に従い、地域特性、事業特性等を考慮し、必要な環境影響評価項目等を選択して、環境影響評価等を実施し、地域別環境保全水準を満たすことが求められる。

なお、本地域環境管理計画を踏まえて、環境影響評価等を実施するための技術的な細目について、別途環境影響評価等技術指針を定めるものである。

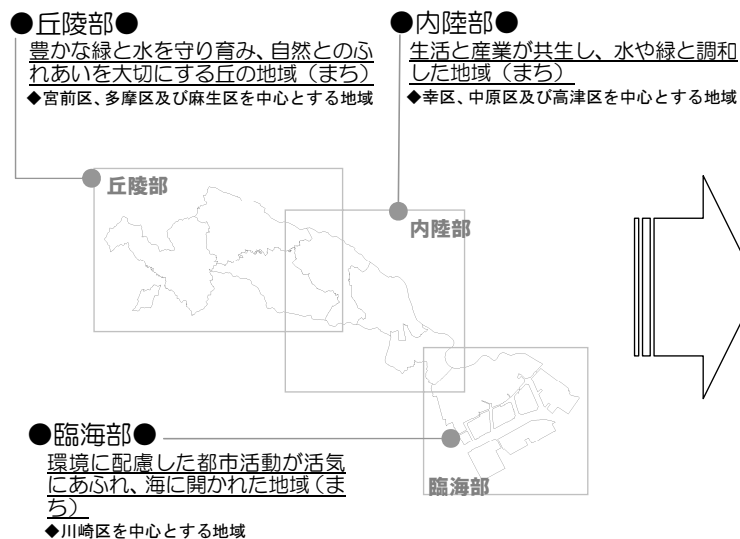
変更後

第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像

良好な環境の保全及び創造を図るため、市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像は、環境基本計画に掲げる全市のめざすべき環境像「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき」を地域から実現するために策定された地域別環境配慮指針に基づき、次のとおりとする。

なお、環境基本計画では、地域区分について、自然的かつ社会的状況を考慮して、臨海部、内陸部、丘陵部の3地域に区分しているが、これらの各地域の中においてもその地域特性は一律ではないことから、さらにきめ細かな地域特性に応じた配慮が必要とされている。

地域別	望ましい地域環境像
臨海部 (川崎区を中心とする地域)	<u>環境に配慮した都市活動が活気あふれ、海に開かれた地域(まち)</u>
内陸部 (幸区、中原区及び高津区を中心とする地域)	<u>生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域(まち)</u>
丘陵部 (宮前区、多摩区及び麻生区を中心とする地域)	<u>豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域(まち)</u>



環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき

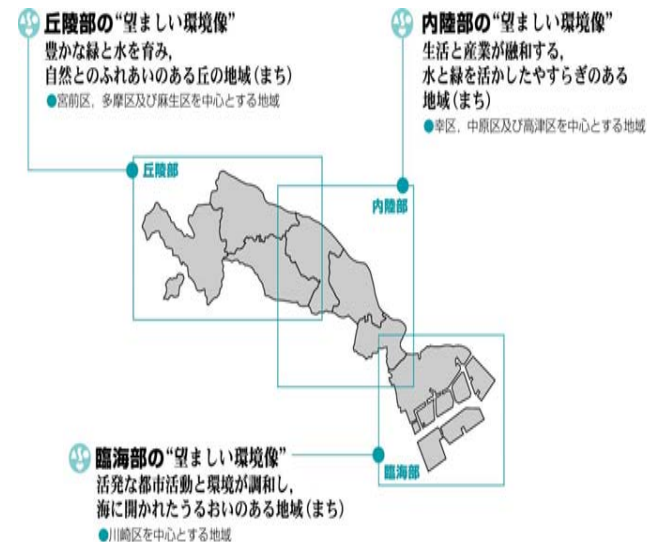
変更前

第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像

良好な環境の保全及び創造を図るため、市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像は、環境基本計画に掲げる全市の望ましい環境像「人と環境が共生する都市・かわさき」を地域から実現するために策定された地域別環境配慮指針に基づき、次のとおりとする。

なお、環境基本計画では、地域区分について、自然的かつ社会的状況を考慮して、臨海部、内陸部、丘陵部の3地域に区分しているが、これらの各地域の中においてもその地域特性は一律ではないことから、さらにきめ細かな地域特性に応じた配慮が必要とされている。

地域別	望ましい地域環境像
臨海部 (川崎区を中心とする地域)	<u>活発な都市活動と環境が調和し、海に開かれたうらおいのある地域</u>
内陸部 (幸区、中原区及び高津区を中心とする地域)	<u>生活と産業が融和する、水と緑を活かしたやすらぎのある地域</u>
丘陵部 (宮前区、多摩区及び麻生区を中心とする地域)	<u>豊かな緑と水を育み、自然とのふれあいのある丘の地域</u>



人と環境が共生する都市・かわさき

変更後

変更前

第4章 環境配慮計画に係る環境要素

第4章 環境配慮計画に係る環境要素

市が実施する第1種指定開発行為で、特に環境配慮を必要とする事業（条例施行規則第7条第1項各号に定める事業）については、できる限り早い段階から環境に配慮する必要から「環境配慮計画」を作成することと定められている。この環境配慮計画を作成するうえで、配慮すべき環境要素は次のとおりとする。

市が実施する第1種指定開発行為で、特に環境配慮を必要とする事業（条例施行規則第7条第1項各号に定める事業）については、できる限り早い段階から環境に配慮する必要から「環境配慮計画」を作成することと定められている。この環境配慮計画を作成するうえで、配慮すべき環境要素は次のとおりとする。

環境要素	項目	環境要素	項目
大気	大気質	生物	植物
悪臭	悪臭		動物
水	水質（水質汚濁）	都市 アメニティ	都市景観
	底質		利用者に優しい公共施設
水辺	水辺		歴史的・文化的遺産
水循環	水量・涵養		オープンスペース
土	土壌（土壌汚染）		レクリエーション施設
	地盤	都市気温	都市排熱
化学物質	化学物質	地球環境	温暖化
			オゾン層破壊
騒音・振動	騒音		酸性雨
	振動	森林	
構造物影響	電波	エネルギー	エネルギー
	ビル風	資源・廃棄物	資源・廃棄物
	日照		
	光害		
緑	樹林地		
	農地		
	緑化地		
	公園緑地		
	その他の緑地		

環境要素	項目	環境要素	項目
大気	大気質	生物	植物
	悪臭		動物
水	水質（水質汚濁）	都市 アメニティ	都市景観
	底質		オープンスペース
土	地形・地質		利用者に優しい公共施設
	土壌（土壌汚染）		歴史的・文化的遺産
化学物質	化学物質		地盤
		騒音・振動	騒音
騒音・振動	振動	都市気温	都市排熱
	建造物影響	電波	地球環境
ビル風		オゾン層破壊	
日照		酸性雨	
光害		森林	
水辺	水量	資源・廃棄物	資源・廃棄物
	水辺	エネルギー	エネルギー
緑		水循環	水循環
		樹林地	
		農地	
		緑化地	
		公園緑地	
その他の緑地			